

提出書類について

1. 下記書類を正副2部作成し建設課へ提出して下さい。

- (1) 道路掘削許可申請書
- (2) 損害賠償責任負担請書
- (3) 道路掘削に係る既設地下埋設物管理者の意見書
- (4) 位置図
- (5) 平面図(掘削内容を記入して下さい。)
- (6) 断面図(掘削内容を記入して下さい。)
- (7) 現場写真(掘削部分を朱書で示して下さい。)

2. 下記書類を正副3部作成し建設課へ提出して下さい。

- (1) 道路使用許可申請書(3部のうち1部へ和歌山県証紙2,000円分を貼ってください。)
- (2) 位置図
- (3) 平面図(掘削内容を記入して下さい。)
- (4) 断面図(掘削内容を記入して下さい。)
- (5) 現場写真(掘削部分を朱書で示して下さい。)
- (6) 安全対策図(保安員、バリケード、看板の配置等を平面図に図示。)

※申請内容によっては上記の書類の他、書面の追加を求めることがありますのでご了承下さい。

※工事が終わりましたら、工事完了届の提出をお願いします。

道路掘削許可申請書

新規	変更	(番号)
		年 月 日

年 月 日

道路管理者
白浜町長 様

〒
住 所
氏 名
担当者
TEL

印

掘削の目的			
掘削の場所	路線名	町道	車道・歩道・その他
	場 所	西牟婁郡白浜町	
掘削面積	延長	幅員	面積
工事期間	年 月 日から	日間	工事実施の方法
	年 月 日まで		
道路の復旧方法		添付書類	位置図、平面図、断面図 現況写真、その他
備 考			

記載要領

1.

新規	変更
----	----

 については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記載すること。
2. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
3. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。掘削が2箇所以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
4. 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。

道路掘削に係る既設地下埋設物管理者の意見書

年 月 日

申請者 住所
氏名
TEL
FAX
担当:

施工箇所

施工内容

施工期間 年 月 日 ~ 年 月 日

施工業者 業者名 責任者

住所 TEL

地下埋設物管理者	意 見	印
西日本電信電話株式会社 田辺支店		
関西電力送配電株式会社 和歌山支社		
白浜町 上下水道管理者		

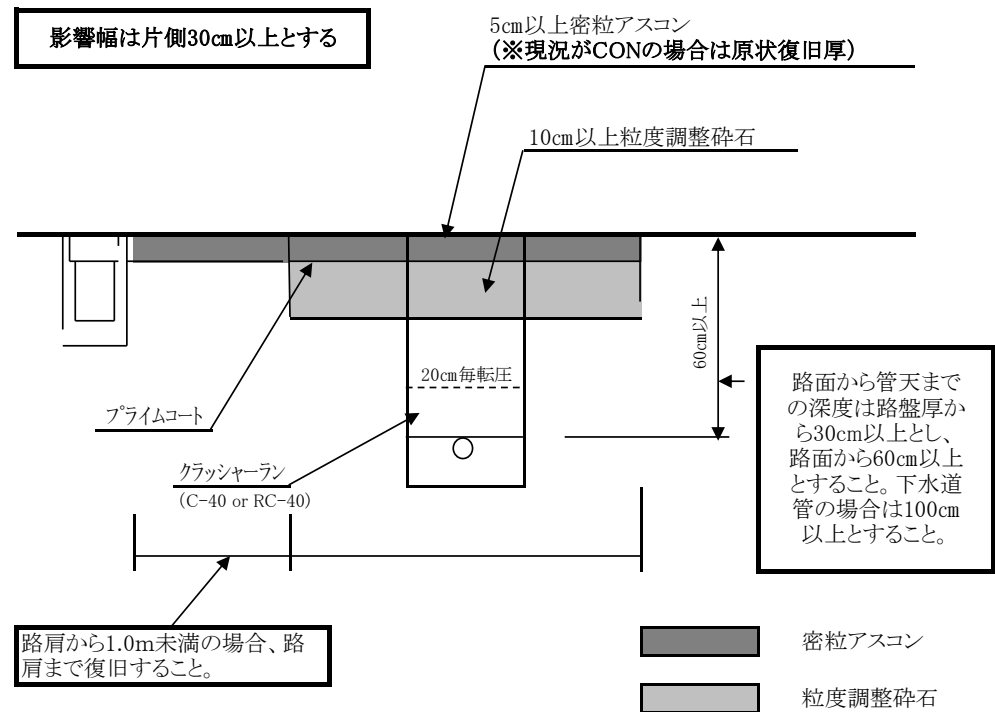
道路掘削における許可条件

白浜町道路管理者

1. 工事施工により道路構造物に損傷を与えた場合は、道路管理者の指示により原形復旧すること。
2. 工事施工により第三者との間に利害関係が生じたときは、許可を受けた者が解決し、一切の損害を負担すること。
3. 申請箇所の路面（掘削に伴う影響範囲を含む。）の維持管理は、完了検査を受け、道路管理者に引き継ぐまでの間は、許可を受けた者が行うこと。
4. 道路（占有・掘削）許可標識を工区の前後2ヶ所に掲出すること。
5. 当該工事は、午前9時00分から午後5時00分までとし、土・日、祝日は行わないこと。
6. 警察署あてに道路使用許可申請書を提出し、許可を受けること。通行規制を行う場合は、その方法及び範囲などを予め道路使用許可申請書に記載しておくこと。
また、事故防止に万全の措置を講ずること。
7. 通行規制を伴う場合において、交通渋滞を発生させることのないよう、工事実施日や時間帯など十分配慮するよう努められたい。
なお、当該通行規制により、町内交通機関（緊急自動車・路線バス・タクシー等）に影響があると予想されるときは、予めその内容を交通機関に周知しておくこと。
8. 工事実施に当たっては、一般交通に支障を与えないよう特に注意し、保安施設を必ず設置すること。
9. 危険防止のため、工事に着手しようとするときは、予め保安施設設置計画書を道路管理者に届け出て必要な指示を受けること。
10. 保安施設は、道路標識、柵類その他防護並びに夜間は赤色灯又は点滅等（黄色、赤色）を設置すること。
11. 占有掘削行為のため発生した事故については、本許可を受けた者が解決し、一切の賠償責任を負うこと。
12. 舗装面の切り取りは、カッターで丁寧に切り取り、舗装片及び掘削した土砂は許可を受けた者の責任において搬出、処分すること。（道路敷等へ放置しないこと。）
13. 埋戻しは、碎石を用いるとともに、20cm層毎に十分転圧を施すこと。
また、舗装路面は原形復旧で行うこと。

14. 本復旧は下図のとおり自己復旧すること。
15. 自己復旧工事は、路盤安定を確認の上、道路管理者に届け出て本復旧範囲の指示を受けて施工すること。
16. 許可書を現場に携帯し、指示あるときは、提示できるようにすること。
なお、許可書を複製したものを携帯して許可書に代えることができる。
17. 上記各号の他、関係法令や道路管理者の指示することを遵守すること。

標準路面復旧図



※本復旧に伴う工法及び復旧範囲については、建設課と必要に応じて協議を行うこと。